

ネイルサロンにおける衛生基準ガイドライン骨子案

1 施設及び設備

(1) 客の待合所の設置について

論点	完全予約制のサロン等では、必ずしも待合所を必要としないが、施術中の客と施術前後の客が混在することは適当ではないと思われるが、如何か。
理容所及び美容所	施設には、理容又は美容の作業を行う作業場及び客の待合所を設けること。
ネイルサロン実態調査	<p>2-1-2) 客の待合所</p> <p>結果：あり（専用）（79、55.2%） あり（他施設と共用）（21、14.7%） あり（その他）（5、3.5%） なし（37、25.9%） 無回答（1、0.7%）</p> <p>あり（105、73.4%）</p> <p>「なし」のうち、予約制（9）、空席等施術場所で待つ（3）</p>
ポイント	<p>① 客の待合所を設置する必要があるか。</p> <p>② 設置できない場合、待合所に替わる場所を設けるなど施術中の客と施術前後の客が混在しないようにすることで良いか。</p>

(2) 作業場の区分について

論点	作業場はその他の場所から明確に区分されていること、十分な広さを有する必要はあると思われるが、隔壁等により完全に区分されている必要があるか。
理容所及び美容所	<p>① 作業場と待合所は、明確に区分されていること。</p> <p>② 作業場は、作業及び衛生保持に支障を来たさない程度の十分な広さを有し、居住室、休憩室等作業に直接関係ない場所から隔壁等により完全に区分されていること</p>
ネイルサロン実態調査	<p>2-2-1) 施設が外部と区分されているか。</p> <p>注) 外部とは他の用途（商品の販売も含む）の施設・設備を指す</p> <p>結果：1. はい（115、80.4%） 2. いいえ（25、17.5%） 無回答（3、2.1%）</p>
	<p>2-2-2) 区分されている場合、何で区分されているか。（※）</p> <p>結果：1. 床から天井まで容易に移動できない障壁等（77、53.8%） 2. 上下どちらかが空いているが容易に移動できない仕切り（ロッカ一等）（15、10.5%） 3. 容易に移動できる仕切り（カーテン等）（3、2.1%） 4. 壁・カーテン等がなく、床面の色が異なる等（9、6.3%）</p>

	<p>5. その他 (9、6.3%) 無回答 (32、22.4%) その他の内訳は、フロア全てが店舗 (7) (※) 複数回答あり</p>
	<p>2-3 客1人あたりの作業場の面積 (m²) 結果：最小値 0.5、最大値 20、平均値 3.5、中央値 2.0</p>
ポイント	<p>① 作業場は、商品の販売等施術と関係ない施設、設備と明確に区分され、作業に支障のない広さが必要である。 ② 区分の方法は、カーテン等容易に移動できるもので良いか。</p>

(3) 消毒する場所について

論点	消毒済みの器具を使用する必要があることから、消毒する場所を設置する必要があると思われるがどうか。使い捨ての器具を使用する場合等、必ずしもサロン内に消毒する場所を必要としないのではないのか。
理容所及び美容所	作業場には、適当な広さの器具等を消毒する場所を設けること(消毒室を設けることが望ましい。)
ポイント	<p>① 消毒する場所を設けることは必要である。 ② 消毒済みの器具をサロンに用意する場合は、消毒する場所を設ける必要はないのではないのか。</p>

(4) 手洗い設備について

論点	手洗い場を設けることは必要と考えるが、作業場内に従業員専用のものを設ける必要があるか。設けることができない場合、共用の施設を設けることで良いか。
理容所及び美容所	作業場内に従業員専用の手洗い設備を設けること。
ネイルサロン実態調査	<p>2-1-7) 従業員用手洗い場 (※) 結果：あり (専用) (86、60.1%) あり (他施設と共用) (40、28.0%) あり (その他) (11、7.7%) なし (5、3.5%) 無回答 (4、2.8%) 「なし」のうち、トイレ (3) (※) 複数回答あり</p> <p style="text-align: right;">} あり (134、93.7%)</p>
ポイント	<p>① 手洗い場を設けることは必要であるか。 ② 作業場内に設ける必要はなく、他施設と共用でもかまわないのではないのか。ただし、作業場から容易に行くことのできる場所が良いのではないのか。</p>

(5) 換気設備について

論点	揮発性の材料を使用するため、換気は重要と考えるが、機械的換気設備を必ず設ける必要があるか。設けることができない場合、どうするか。
理容所及び美容所	作業場内の採光、照明、換気が十分行える構造設備であること。 換気には、機械的換気設備を設けることが望ましいが、自然換気の場合は、換気に有効な開口部を他の排気の影響を受けない位置に設置すること。
ネイルサロン実態調査	2-5-1) 換気には、機械的換気設備があるか。 結果：1. はい (129、90.2%) 2. いいえ (14、9.8%)
	2-5-2) 機械的換気設備がなく、自然換気の場合は、換気に有効な開口部を他の排気の影響を受けない位置にあるか。 結果：1. はい (28、19.6%) 2. いいえ (2、1.4%) 無回答 (113、79.0%)
ポイント	① 採光、照明、換気を十分に行える設備を設けることが必要ではないか。 ② 有機溶剤等を使用するため、室内の換気は重要ではないか。

(6) 洗場について

論点	基本的には、器具等の洗いは流水装置が望ましいが、如何か。
理容所及び美容所	洗場は、流水装置とし、給湯設備を設けること。
ネイルサロン実態調査	2-1-6) 器具等洗い場 (※) 結果：あり (専用) (88、61.5%) あり (他施設と共用) (45、31.5%) あり (その他) (9、6.3%) なし (6、4.2%) 無回答 (2、1.4%) 「なし」のうち、トイレ (3) (※) 複数回答あり
ポイント	① 必ず流水装置を設ける必要があるか。 ② 作業場内でなくても、共用の洗い場を使用することで良いか。

2 従業員の管理

(1) 衛生管理責任者の設置について

論点	サロン内の衛生管理をするためには、責任者を定めるべきであると考えが、如何か。また、その要件はどう考えるか。
----	---

理容所及び美容所	特になし (理容師あるいは美容師が複数いる店舗には、衛生管理のために管理理容師あるいは管理美容師を置くことを求められている)
ネイルサロン 実態調査	3-1 開設者は施設ごとに衛生管理に関する責任者(以下、衛生管理責任者という)を定めているか。 注)衛生管理責任者については、特に資格を問わない。 結果: 1. はい (107、74.8%) 2. いいえ (32、22.4%) 無回答 (4、2.8%)
ポイント	① 施設の衛生管理に関する責任者を設置する方が良いのではないか。 ② 責任者の要件は、民間資格、経験年数等一概に示すのは難しいのではないか。

3 衛生的取扱い等

(1) 採光、照明及び換気について

論点	作業中の作業面の採光、照明、換気などについて、具体的な数値を示す必要があるか。
理容所及び美容所	作業場内の採光、照明及び換気を十分にすること。 作業中の作業面の照度が300Lux以上であることが望ましいこと。 作業場内の炭酸ガス濃度が5000ppm以下であること(炭酸ガス濃度1000ppm以下、一酸化炭素濃度10ppm以下であることが望ましいこと。) 等
ポイント	① 照度、炭酸ガス濃度、一酸化炭素濃度など具体的な数値を示しても、営業者が十分かどうか判断できないのではないか。 ② 「十分に行う」旨の記載で判断できるか。

(2) 使用する薬品について

論点	使用する薬剤については、薬事法の対象になるのかも含めて、内容を把握し、適切に使用する必要があると考えるが如何か。
理容所及び美容所	パーマメントウェーブ用剤、染毛剤等の使用に当たっては、医薬部外品及び化粧品として、薬事法による承認を受けたものを適正に使用し、その安全衛生に十分留意すること。また、使用によってアンモニア等のガスが発生する場合には、特に排気に留意すること。
ポイント	① 薬事法の対象になるマニキュア、クリーム等は薬事法による承認、届け出がされているものかどうかを確認する必要があるか。 ② 薬事法の対象とならない薬剤については、その成分等内容を十分に把握し、適切に使用する必要があるか。

4 消毒

(1) 施術者及び器具の消毒について

論点	施術者及び器具の消毒について、どのようにするか。
理容所及び美容所	<ul style="list-style-type: none"> ① 皮膚に接する器具類は、客1人ごとに消毒した清潔なものを使用すること。 ② 皮膚に接する器具類は、使用後に洗浄し、消毒すること。 ③ 手指の消毒は、速乾性擦式消毒剤による方法又は手指を消毒液中に浸す方法により消毒すること。 等
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ① 皮膚に接する器具類は、消毒した清潔なものを使用することが必要であるか。 ② 器具類の使用後は、洗浄、消毒することが必要。器具の材質は様々であるが、消毒方法を具体的に示すことが必要であるか。 ③ 施術者は手指の消毒を行うことが必要であるか。

(2) 客の手指等の消毒について

論点	施術者だけでなく、施術される客の手指の消毒をすべきと考えるが、如何か。
理容所及び美容所	特になし
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ① 施術者と同様に、客の手指等の消毒が必要であるのではないか。 ② 消毒方法を具体的に示すことが必要であるか。

5 自主的管理体制

(1) 衛生管理要領の作成について

論点	衛生管理のガイドラインを徹底するためには、各サロンにおいて具体的な要領を作成するなどどのように行うのが良いか。
理容所及び美容所	開設者は、施設及び取扱い等に係る具体的な衛生管理要領を作成し、従業者に周知徹底すること。
ネイルサロン実態調査	<p>5-1 開設者は、施設及び取扱い等に係る具体的な衛生管理要領を作成し、従業者に周知徹底しているか。</p> <p>結果：1. はい (74、51.7%)</p> <p>2. いいえ (69、48.3%)</p>
考え方	① 各サロンにおいて、具体的な要領を作成し、従業者に知らせることが必要ではないか。

(2) 施術前の事前確認について

論点	施術を行う前にアレルギーや爪、皮膚の状態など支障がないことを事前に確認する必要があると考えるが、その方法はどのようなものが望ましいか。
理容所及び美容所	特になし
ネイルサロン 実態調査	5-2 従業者は施術を行うに当たり、事前に感染症及び皮膚疾患等の治療中か、アレルギー体質か、薬を服用しているか、敏感肌であるか、その他施術を受けるにあたり、支障のないことを、客に確認しているか。 結果：1. はい (138、96.5%) 2. いいえ (5、3.5%)
	5-3 上記5-2で「はい」の場合、その方法はどのようなものか。(※) 結果：1. 客に問診票を記入させる (83、58.0%) 2. パッチテスト (4、2.8%) 3. その他 (50、35.0%) 無回答 (12、8.4%) その他の内訳は、口頭、問診、カウンセリング等で確認 (48) (※) 複数回答あり
考え方	① 施術を行う前に、客の状態を把握することは必要ではないか。 ② 把握するためには、問診票などを用い、施術者が客の状態を直接把握することが必要ではないか。

(3) 使用期間と説明について

論点	つけ爪の適正な使用を促すためには、使用期間を定めること、その使用期間、施術後のケア等注意点を客に説明する必要があると考えるが、如何か。
理容所及び美容所	特になし
ネイルサロン 実態調査	5-4 つけ爪の使用期間を定め、利用者に説明しているか。 結果：1. はい (132、92.3%) 2. いいえ (3、2.1%) 無回答 (8、5.6%)
	5-5 施術後のケアについて十分な説明をしているか。 結果：1. はい (141、98.6%) 2. いいえ (1、0.7%) 無回答 (1、0.7%)
考え方	① つけ爪の使用期間を適切に定めることは、衛生管理に必要であり、客に説明する必要があるのではないか。 ② 説明にあたり、使用期間だけではなく、その後のケアなど注意点を説明する必要があるのではないか。

(4) 施術前の説明について

論点	施術に伴う健康被害発生の危険性等について、施術前に利用者に十分な説明を行う必要があると考えるが、如何か。
理容所及び美容所	特になし
ネイルサロン 実態調査	5-6-1) 施術に伴う健康被害発生の危険性等について、施術前に利用者に十分な説明を行っているか。 結果：1. はい (128、89.5%) 2. いいえ (8、5.6%) 無回答 (7、4.9%)
	5-6-2) 上記 5-6-1) で「はい」の場合、了解・同意を得ているか。(※) 結果；1. 書面で了解・同意 (37、25.9%) 2. 口頭で了解・同意 (95、66.4%) 3. 了解・同意を得ていない (説明文書を渡すのみなど) (1、0.7%) 無回答 (14、9.8%) (※) 複数回答あり
考え方	① 健康被害が発生する可能性があることを客に説明し、了解を得る必要があるのではないか。 ② 了解を得る方法は、口頭で良いか。